令和５年１１月２０日

議　　事　　録

注.　発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については◯で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和５年度北塩原村農業委員会総会１１月定例会　議事録

１．開催日時

令和５年１１月２０日（月）午後1時３０分～２時３０分

２．開催場所

北塩原村役場集会室５

３．出席委員

	議　席	氏　　名	出　欠
会長	7	星　　源　嗣	出
会長職務代理者	6	岩　田　多　吉	出
農業委員	1	五十嵐　　大	出
〃	2	小　椋　隆　子	出
〃	3	中　川　博　之	出
〃	4	二　瓶　睦　夫	出
〃	5	蓮　沼　喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	―	武　藤　吉　博	出
〃	―	武　藤　　正	出
〃	―	五十嵐　忠之	出
〃	―	高　畑　忠　弘	出
〃	―	佐　藤　　周	欠
〃	―	佐　藤　照　明	出

※ 出席委員　農業委員７名　在任委員（７名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 農業者年金加入推進会議を開催するため、推進委員全員を招集した。

４．欠席委員

推進委員　佐藤　周 委員

５．議事日程

第１　議事録署名委員の選任
第２　会期の決定
第３　業務報告及び今後の予定
第４　提出議案
・議案第１号　農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請について
第５　その他
・農業者年金加入推進活動について
・農地のあっせん希望について

６．農業委員会事務局職員

事 務 局 長　遠　藤　久　彦
事務局班長　渡　部　達　也

７．会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和５年度北塩原村農業委員会定例総会１１月定例会を開会いたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

（　挨　拶　）

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第４条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長にお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

只今の出席委員は農業委員７名中７名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、今月は農業者年金加入推進会議を開催するため推進委員全員に出席頂いております。佐藤周委員からは欠席の届出がありました。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第１３条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

（　異議なしとの声　）

■議長

ご異議なしと認め、２番 小椋 隆子委員、３番 中川 博之委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期について本日１日とすることにご異議ございませんか。

■委員

（　異議なしとの声　）

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日１日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

（　事務局説明　）

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（　な　し　）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

それでは、議事に入ります。議案第１号「農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

■事務局

議案第１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、説明いたします。次の許可申請について、意見を求めるものでございます。

番号１番、１の申請当事者についてですが、設定人は、〇〇〇〇〇さん、桧原字曽原山の方でございます。

続いて、被設定人は有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇、郡山市熱海町の法人でございます。

２、許可を受けようとする土地の所在等についてですが、申請は１筆で、桧原字曽原山〇〇〇番地〇〇〇、地目は畑、面積は1,312㎡、うち227.12㎡に使用賃借権を設定します。利用状況は畑として利用中です。

３、転用計画についてですが、転用の目的は携帯電話無線基地局増設工事に伴う仮設ヤードとしての利用でございます。

事由の詳細といたしまして、基地局の増設工事に伴い、作業、搬入、駐車スペースが必要なため一時転用を申請したい。工事完了後には原状回復をするとのことでございます。

続いて転用の時期ですが、許可後から令和６年８月末までとなっております。

施設の概要につきましては、作業、搬入、駐車スペースとして利用し、仮設トイレ、事務所、資材倉庫を設置します。

資金計画については、預金残高証明書が添付されており、計画に実行性があります。

４、権利を設定、移転しようとする契約の内容についてですが、権利の種類は使用賃借権。権利の設定・移転の別については、設定でございます。権利の設定の時期は許可日以降、権利の存続期間は令和６年８月末までででございます。

５、転用することによって生ずる付近の土地・作物等の被害の防除施設の概要については、記載のとおりです。

地元農業委員の意見としまして、４番 二瓶 睦夫委員、２番 小椋 隆子委員、推進委員 佐藤 照明委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

なお、当該地は農振農用地区域外の農地でございます。

また、農地転用の許可基準に農地区分については、第２種農地と判断しています。

上記のとおり提出いたします。令和５年１１月２０日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。

以上で議案第１号「農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請について」の説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、２番小椋 隆子委員より調査結果について意見をお願いいたします。

■２番　小椋 隆子委員

１１月１４日の火曜日、委員、事務局、申請者代理人、所有者の〇〇〇〇〇さんで現地確認を行いました。事業について聞き取りしたところ、仮設ヤードとして一時的に利用するもの、工事完了後に原状回復する。工事の際には、鉄板を敷いた上で作業を行う。大雪等の問題がなければ３月末には作業を完了する予定であると話を伺いました。

計画どおりであれば、当該農地、周辺農地へ影響はないと考え、申請は適当であると判断いたしました。

■議長

ありがとうございました。

他の担当委員からご意見ございますか。

■５番 二瓶 睦夫委員

特にありません。

■推進委員 佐藤 照明委員

特にありません。

■議長

ありがとうございました。

それでは、本件に関して、他にご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（　な　し　）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第１号、１番の申請について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

（　異議なしとの声　）

■議長

ご異議なしと認めます。

議案１号、１番、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

以上で本日の報告事項並びに協議事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■事務局長

ありがとうございました。それでは、その他に移らせていただきます。

事務局から連絡がございます。事務局お願いします。

■事務局

（農業者年金加入推進業務について）

（農地のあっせん希望について）

■事務局長

ありがとうございました。以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和　５年１１月２０日

北塩原村農業委員議長（会長）　星　源嗣　　㊞

議事録署名委員　　２番　小椋　隆子　　㊞

議事録署名委員　　３番　中川　博之　　㊞